

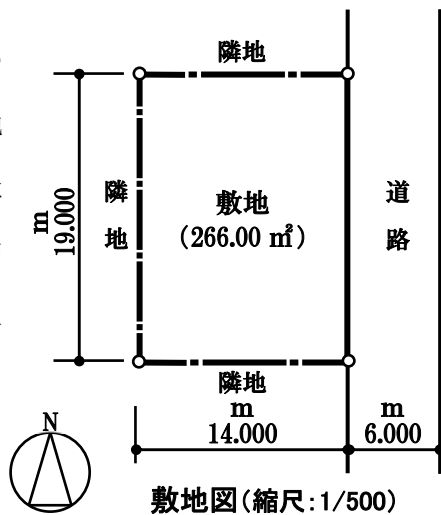
設計課題 「歯科診療所併用住宅〔鉄筋コンクリート造3階建て〕」

1. 設計条件

- ある地方都市の市街地において、歯科診療所併用住宅を計画する。
 なお、計画に当たっては、次の①～②に特に留意すること。
- ① 診療所部分と住宅部分とは、出入口を明確に分離し、屋内の1階部分で行き来ができるようにする。
 - ② 1階の屋上を利用した位置にルーフガーデン(面積は、20m²以上)を設け、居間・食事室・台所及び夫婦室から出入りができるようにする。

(1) 敷地

- 形状、道路との関係、方位等は、右図のとおりである。
- 第一種住居地域にあり、防火・準防火地域の指定はない。
- 建蔽率の限度は60%、容積率の限度は200%である。
- 地形は平たんで、道路及び隣地との高低差はなく、地盤は良好である。
- 電気、都市ガス、上水道及び公共下水道は完備している。
- 敷地の周囲には、防火上有効な空地、耐火構造の壁等はない。



(2) 構造、階数、建築物の高さ等

- 鉄筋コンクリート造3階建とする。
- 建築物の最高の高さは10m以下、かつ、軒の高さは9m以下とする。
- 建築物の外壁面及び柱面は隣地境界線から500mm以上離す。
- 塔屋(ペントハウス)は設けない。

(3) 延べ面積等

- 延べ面積は、「250m²以上、300m²以下」とする。
- ピロティ、玄関ポーチ、ルーフガーデン、吹抜け、駐車スペース、駐輪スペース、屋外テラス等は、床面積に算入しないものとする。

(4) 家族構成等

- 住宅部分: 夫婦(30歳代)、子ども(小学生)
- 診療所部分: 夫婦(共に歯科医師)、通勤スタッフ(3名)

(5) 要求室等

下表のすべての室は、必ず指定された設置階に計画する。

部分	設置階及び室名	特記事項	
診療部分	1階 診察室	ア. 診察ブース(広さは心々2,500mm×2,500mm以上)を3か所設けるものとし、各診察ブースは、待合室から直接出入りができるようにする。 イ. 消毒スペースを設ける。	
	1階 X線室		
	1階 技工室		
	1階 受付	・受付カウンター及びカルテ棚を設ける。	
	1階 待合室	ア. 履物は履き替えるものとする。 イ. ソファ(4席以上)を設ける。	
職員部分	1階 便所(1)		
	1階 洗面所	・コーナーとしてもよい。	
	1階 院長室	ア. 面積は、5m ² 以上とする。 イ. 机、いす、書棚を設ける。	
	1階 スタッフ室	ア. スタッフの休憩や更衣などに使用する。 イ. 屋外テラスに直接行き来できるようにする。	
	1階 便所(2)		
住宅部分	1階 物入		
	1階 通用口	・主に通勤スタッフが使用する。	
	1階 玄関	ア. 下足入れを設ける。 イ. 防火戸を通じて、職員部分と行き来ができるようにする。	
	2階	居食事台	ア. 面積は、36m ² 以上とし、1室にまとめる。 イ. 上部に吹抜け(面積は、12m ² 以上)を設ける。 ウ. ルーフガーデンに直接出入りができるようにする。 エ. 食品庫(面積は、3m ² 以上)を付属させる。
		夫婦室	ア. 洋室20m ² 以上とし、その他に収納を設ける。 イ. 書斎(面積は、4m ² 以上)を付属させる。
		洗面所	・コーナーとしてもよい。
	3階	便所(3)	
		子ども室	ア. 洋室とし、収納を設ける。 イ. 吹抜けに面して窓を設け、居間・食事室・台所を見下ろすことができるようにする。
		洗面脱衣室	
		浴室	
多目的スペース	・面積は、12m ² 以上とする。		
便所(4)			
(注1) 各要求室においては、床面積・広さの指定がない場合、床面積は適宜とする。 (注2) 住宅部分においては、1階、2階及び3階は、階段の他に住宅用エレベーター(1基)で連絡する。 (注3) 職員部分と住宅部分との間は、両部分を行き来するための防火戸で防火区画とする。また、住宅部分の階段及びエレベーターについての防火区画(堅穴区画)は、考慮しなくてよい。			

(6) 屋外施設

名称	特記事項
駐輪スペース	・患者用として3台分、住宅用として2台分を設ける。
駐車スペース	・患者用として1台分を設ける。
屋外テラス	・面積は、9m ² 以上とする。

(7) エレベーター

- 住宅部分に設ける住宅用エレベーターは、次のとおりとする。
- エレベーターシャフトは、心々1,500mm×1,500mm以上とする。
 - 駆動装置は、エレベーターシャフト内に納まるものとし、機械室は設けなくてもよい。
 - 出入口の幅の内法は、800mm以上とする。

2. 要求図書

- 下表により、答案用紙の定められた枠内に記入する(寸法線は、枠外にはみだして記入してもよい)。
- 図面は黒鉛筆仕上げとする(定規を用いなくてもよい)。
- 記入寸法の単位は、mmとする。なお、答案用紙の1目盛は、5mm(部分詳細図(断面)にあつては、10mm)である。
- シックハウス対策のための機械換気設備等は、記入しなくてよいものとする。

要求図書 ()内は縮尺	特記事項
(1)1階平面図兼配置図(1/100)	ア. 1階平面図兼配置図、2階平面図及び3階平面図には、次のものを記入する。 ・建築物の主要な寸法 ・室名等 ・断面図の切断位置及び方向 ・屋外から建築物への出入口に△印を付ける。
(2)2階平面図(1/100)	イ. 1階平面図兼配置図には、次のものを記入する。 ・敷地境界線と建築物との距離 ・道路から建築物へのアプローチ、駐輪スペース、駐車スペース、門(住宅部分)、塀、植栽等 ・道路から敷地への出入口に△印を付ける。 ・住宅部分におけるアプローチの有効幅員を記入する。ただし、住宅の玄関が道路に面して設けられている場合は不要とする。 ・待合室、診察室、屋外テラス、玄関の土間部分の地盤面からの床高さ ・防火戸に(防)と明記する。 ・通用口に、「通用口」と明記する。 ・診察室の消毒スペース…消毒用シンク、作業机 ・技工室…机、いす ・受付…受付カウンター、カルテ棚 ・待合室…下足入れ、ソファ(4席以上) ・便所(1)…洋式便器 ・洗面所…洗面化粧台 ・院長室…机、いす、書棚 ・スタッフ室…ロッカー、テーブル(4席) ・便所(2)…洋式便器、手洗い器 ・物入…棚 ・玄関…下足入れ
(3)3階平面図(1/100)	ウ. 2階平面図には、次のものを記入する。 ・1階の屋根伏図 ・ルーフガーデンに、テーブル(4席)を記入する。 ・居間・食事室・台所…台所設備機器(流し台、調理台、コンロ台、冷蔵庫等)、テーブル(4席)、ソファ、リビングテーブル ・食品庫…棚 ・夫婦室…ベッド(計2台) ・書斎…机、いす、本棚 ・洗面所…洗面化粧台 ・便所(3)…洋式便器
(4)立面図(1/100)	エ. 3階平面図には、次のものを記入する。 ・2階の屋根伏図(2階の屋根がある場合) ・部分詳細図(断面)の切断位置及び方向 ・多目的スペース…本棚、机(4席) ・吹抜け部分に「吹抜」と明記する。 ・子ども室…ベッド、机、いす ・洗面脱衣室…洗面化粧台、洗濯機 ・浴室…浴槽 ・便所(4)…洋式便器
(4)立面図(1/100)	ア. 東側立面図とする。 イ. 隣地境界線(北側及び南側)を記入する。 ウ. 非常用進入口(代替進入口)のある位置に▼印を記入する。
(5)断面図(1/100)	ア. 切断位置は、吹抜け及び1階・2階・3階それぞれの開口部を含む部分とする。 イ. 建築物の外形、床面及び天井面の形状がわかる程度のものとし、構造部材(梁、スラブ、地中梁等)を記入する。 ウ. 建築物の最高の高さ、軒高、階高、天井高、1階床高、開口部の内法寸法及び主要な室名を記入する。 エ. 見え掛かりの開口部、階段等(室の対向面に見えるものは記入しなくてよい)。
(6)部分詳細図(断面)(1/20)	ア. 切断位置は、外壁の開口部とする。 イ. 作図の範囲は、開口部の全て(上枠から下枠まで)を含む部分とする。(縦方向の省略は行なっても構わない。) ウ. 開口部の内法寸法を記入する。 エ. 主要部材(柱、外壁)の名称・断面寸法を記入する。 オ. 外気に接する部分(外壁)の断熱措置を記入する。 カ. 主要な部位(外壁、内壁)の仕上材料名を記入する。
(7)面積表	ア. 建築面積、床面積及び延べ面積を記入する。 イ. 建築面積及び床面積については、計算式も記入する。 ウ. 面積の数値は、小数点以下第2位までとし、第3位以下は切り捨てる。
(8)計画の要点	・建築物及び敷地の計画に関する次の①～③について、具体的に記述する。 ① 診療所部分の計画について、工夫した点 ② 住宅部分の計画について、工夫した点 ③ 構造の計画について、工夫した点